とうにうん

NO. 23 2018年 4月 9日 JR東海労東二運分会 責任者 今城 敬 一 編 集 教 宣 部

年休裁判 斉藤厚志さんの意見陳述

多くの社員が年休を失効している

私は、原告の斉藤厚志です。はじめに、平成29年度も3月26日現在、 私の年休の残数は30日です。このまま推移すれば2年間の時効消滅により 12日失効してしまいます。1年間に100日以上も年休を申し込んでいる にかかわらず、です。昨年11月に、このままの状況では今年度の年休が失 効してしまうため、年休が取得できるように会社に苦情申告をしてその旨を 訴えてきました。今年2月にも同じく苦情申告をしています。それにもかか わらず、会社は苦情申告を拒否し、年休取得への配慮すらなく現状を迎えて います。



私は、北海道に86歳になる父親がいます。今年は例年以上に積雪が多く、屋根の雪下ろしも大変な状況です。年休を取得して実家に帰り、身の回りのことや雪かき等をしたくてもできないことに本当に心が痛みます。

輸送業務に携わる職業柄、列車の運行本数が多いお盆、年末年始など親、兄弟、親戚が集まるときには、年休を取得して帰省できないことは仕方がないと思っています。しかし、列車の運行本数が少ないときでも年休が取得できないことについては納得できません。

私は長男で、高齢のため身体が思うように動かない父の代わりに、親戚の結婚式や法事などに年休を申請しても取得できないため、欠席せざるをえません。親戚の方からJR東海で新幹線の運転士をしているということを羨ましく思われています。しかし、大きな会社にもかかわらず年休を取得できないというと驚かれます。

本来、年休の取得は労働者の権利です。先にも述べましたが年間に100日以上も年休を申請しても10日の年休が失効してしまうことは、慢性的な要員不足が原因であるといわざるをえません。この間組合は、要員問題について繰り返し申し入れをしてきましたが、会社は全く耳を傾けようとしません。このような状況が続くならば輸送業務の最大の使命である安全さえも脅かされかねません。

ある若い社員と年休の話をしました。若い社員は、「平成29年度4月から年休を申し込んでいるが平成30年1月にようやく2日入りました。」と言っています。あるいは、連続休暇しか取れていないという社員も何人かいます。多くの社員が年休を失効しているのが現状です。

この裁判を通じて、是非、会社に東京第二運輸所で何人の社員が年休を失効しているのか も明らかにして頂きたいと思います。

会社は、組合が年休問題について問うと、ことあるごとに年間1人20日年休を取れる要員配置をしているといいます。本当に疑問を感じています。

今裁判を通じて年休に対する正当な判断をお願いして意見陳述とします。